

変革する国際特許分類と日本の貢献 —リフォームドIPCのこれまでと今後—

特許庁特許審査第四部 伝送システム 丸山 高政

1. はじめに

IPCリフォームと呼ばれるIPCの改革によって、2006年1月に発効したIPC（国際特許分類）第8版を境に、IPCの枠組みは大きく変わり、約2年が経過しました。

本稿では、この改革によってIPCは何を目指していたのか、IPC改正が現在どのような手順で行われるのか、改革後のIPCに日本はどのように貢献してきたのか、そしてIPCに現在どのような問題が生じているのかについて、概括的にご紹介いたします。

2. リフォームドIPCの理念

1968年の第1版の発効以来、IPC（国際特許分類）の理念は、当初から変わることなく、全世界で共通して使える特許分類を確立することにあります。

IPCは2000年の第7版の発効まで約5年毎に版を改訂して分類表を技術の発展に合わせてきましたが、第7版までのIPCはいくつかの大きな問題を抱えていることが1998年から指摘され始めました。

第7版までのIPCが抱える問題を解決するために、IPCは一大変革を促されました。1999年からIPCリフォーム（IPC改革）の議論が本格的に開始され、精力的な議論の結果、2006年にリフォームドIPC（改革後IPC）としてIPC第8版が発効しました。

リフォームドIPCがそれまでのIPCと大きく異なる点は、以下の3点と言えます。

1. 二層構造の採用、すなわち、大規模特許庁が用いるアドバンスレベルと小規模特許庁が用いるコアレ

ベルへの分離

2. 再分類、すなわち、過去に発行された全ての文献を最新版のIPCで分類し直すこと
3. 素早い改正、すなわち、コアレベル改正周期は原則3年、アドバンスレベルにおいては四半期毎に新分類の発効を可能としたこと

以下ではこれら3点の特徴を詳述することによって、第7版までの問題点とリフォームドIPCが何を狙っているのかを明確にします。

2.1. 二層構造

第7版までのIPCは、膨大な文献を所蔵する大規模庁にはサーチツールとして大まか過ぎる一方で、小規模庁には細か過ぎて分類付与負担が重過ぎるという問題点がありました。とりわけ、世界の特許文献の大部分を占める日本国特許庁、欧州特許庁（EPO）、米国特許商標庁（USPTO）からなる三極特許庁にとっては、IPCは先行技術文献のサーチのためには極めて不十分な項目数しか持っていませんでした。そのため、三極特許庁はそれぞれFI、ECLA、USPCという独自の分類を発展させることになりました。結果として、特許文献のサーチには三極の独自分類を用いる方が実用的となり、全世界で共通の特許分類を確立するというIPCの理念は遠のく結果となりました。

この問題を受けて、IPCの長期目標の一つとして、IPCはコアレベルとアドバンスレベルとの二層からなるべきであることが、1999年3月のIPC同盟専門家委員会¹⁾ 会合で合意されました^[CE28:12段落]。

1) IPC同盟専門家委員会は、国際特許分類に関するストラズブル協定第5条に定められる委員会、IPCの改正や小委員会の設置などの権限を持っています。

アドバンスレベルは、大量の特許文献検索が行われる大規模特許庁のサーチのために十分な項目数を持つ分類表を目指しています。十分な項目数を効率的にアドバンスレベル分類に導入できるよう、三極特許庁の独自分類を集約し統一化して再びIPCアドバンスレベルに導入することが意図されています^[CE29:13段落]。三極特許庁の独自分類をIPCアドバンスレベルに統一化することについては第3章に詳述します。

対照的に、中小規模庁に対しては、分類付与負担がその人員規模に見合わなくなるほど高くないよう、アドバンスレベルの上位概念部分のみからなるコアレベルを設けました。このようにして、IPCは二層構造となったのです。

両レベルの項目数の比率は、コアレベル分類項目数をアドバンスレベルの約30%とすることで合意されています^[CE30:22段落]。

2.2. 再分類

第7版までのIPCでは、新しい版の分類が発効した時に、過去に発行された文献を新しい版のIPCで分類し直すことがありませんでした。

そのため、検索すべき文献の発行年代に応じて、検索に用いるIPCの版を変えねばならず、過去の全ての版のIPCを熟知していなければ検索ができなかったという問題がありました。

この問題を解決するために、旧版のIPCに頼らず現行版のIPCのみで検索ができるようにすべきとの目標が、IPCの長期目標の一つとして合意されました^[CE28:12段落]。

この目標を実現するためには、過去に発行された文献全てを新しい版のIPCで分類し直すことが必要となります。つまり、リフォームドIPCは、新しい分類を発効させるために過去の全文献を再分類することが必要となったのです。

2.3. 素早い改正

第7版までのIPCはおよそ5年に1回の改正を行っていましたが、このペースの改正では技術の急激な変化に追従できないため、改正の速度を上げるべきとの指摘がありました。この問題はリフォームドIPCにおける二層構造化を受けて、アドバンスレベルとコアレベル

の双方について検討されました。

アドバンスレベルの改正については、2001年2月に、アドバンスレベルの改正は加速化された手続で行われるべきでありコアレベルの改正周期に依存すべきでないとの点で合意されました^[CE30:27段落]。最終的には、2006年3月のIPCアドバンスレベル特別小委員会合合にて、アドバンスレベルの発効のタイミングは、年4回、つまり、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に合わせることになりました^[ALS1:6段落]。

コアレベル改正の周期は3年周期とすることが、2002年に合意されました^[CE31:23段落]。これは、技術の進歩への追従とコアレベル分類の安定性とのバランスを取った結果ですが、それでも第7版までのIPC改正周期の5年よりも短くなっています。

2.4. リフォームドIPCの理念と負担

以上で概観した3つの特徴から、リフォームドIPCの理念を以下のように読み取れます。大量にある全世界のあらゆる時代の文献を全て最新版のIPCのみでサーチできるようにし、技術の進歩に素早くIPCが対応できるようにし、さらに、現実的に運用できる分類体系とすることです。この理念は、一言で言えば、非常に強力で便利なサーチツールを目指す一方で、現実的に運用可能な体制を作るということであり、とても野心的です。

強力で便利なサーチツールを実現するためには、もちろん相応の負担を伴います。過去の文献にさかのぼっての再分類は大きな負担になりますし、改正周期を短くしたことは、特にアドバンスレベルの発効を年4回可能にしたことは、分類改正のための議論自体を増やすこととなります。

この負担は、技術の先端に敏感で、かつ、大量の文献を所蔵している三極特許庁に最も重くかかってきます。次章では、IPCアドバンスレベル改正と三極分類調和プロジェクトの関係について説明し、IPC改正に対して三極特許庁が負うべき負担がどのように軽減されているのかを説明します。

3. IPCアドバンスレベル改正と三極分類調和プロジェクト

1999年から始まったIPCリフォームの議論に歩調を

合わせて、2000年11月の三極長官会合²⁾では、文献を分類するための作業負担を三極特許庁で分担する目的で、三庁それぞれの独自分類（FI、ECLA、USPC）を調和させることが合意されました。これを受けて三極分類調和プロジェクトが2001年から開始されています。

加えて、前述の三極長官会合では、IPCリフォームを支持することが合意され、IPCアドバンスレベル分類は三極特許庁が準備すると表明されました。

この2000年の三極長官会合の決定を受けて、2001年2月のIPC同盟専門家委員会会合では、三極特許庁がアドバンスレベルの改正と再分類の主要部分を実行するものであると認識して、アドバンスレベルに関する全改正プロジェクトのラポーチャー（幹事）の責務を三極特許庁に与えることが決定されました^[CE30:27段落]。

こうして、三極特許庁が各々の独自分類を調和させて、その結果をIPCアドバンスレベル分類として提案し、そして採択されたIPCアドバンスレベル分類の再分類負担を三極特許庁で分担し合うという枠組みが構築されました。

3.1. 三極分類調和プロジェクト

三極特許庁で長年使われてきたそれぞれの分類体系を急に全て統一することは、各庁の利害対立が激化し過ぎるため、現実的には不可能です。そこで、三庁で分類を統一することのメリットが高い技術分野を探り当て、そのような技術分野を優先して三極分類調和プロジェクトの対象とすることで、漸進的に分類の調和を図っています。

三極分類調和プロジェクトでは、それぞれの技術分野ごとに三庁の担当審査官が意見を交換しながら三極特許庁で調和した分類表を作成します。2007年12月現在までに74の技術分野でプロジェクト化されました。

三極分類調和プロジェクトの開始は、原則として年2回の三極分類作業部会会合で決定されます。各庁は、技術が進歩したために分類表の改訂が必要になった分野など、分類を改正するメリットの高い分野を分類調和の候補分野として提案し、他庁の合意があった分野がプロジェクト化されます。

三庁の審査官の意見交換は、電子フォーラムと呼ばれる電子掲示板で行われ、ラポーチャーと呼ばれる幹事役の庁が議論を総括しながら随時進行しています。必要ならば、三庁の審査官が直接集まって議論を重ねる三極審査官分類協議も行われています。プロジェクトは、技術分野の性質にもよりますが、現在は平均約3年の議論を経て収束します。さらに短い期間でプロジェクトが成果を出せるよう、プロジェクト運営の効率化について三極分類作業部会が議論をしており、その成果によってプロジェクトの結論が出るまでの時間は徐々に短縮されてきています。

調和に至った分類は、FI、ECLA、USPCにそれぞれ導入される一方、IPCアドバンスレベル改正の提案にもなります。IPC化の議論を優先したい場合には、三極の独自分類の改正よりも先にIPCアドバンスレベル改正提案を行うこともあります。

三極分類調和プロジェクトは、三極の独自分類を調和させることが直接の目的ですので、三極特許庁のみで議論が行われます。しかし、調和された分類がIPCアドバンスレベル改正への提案となることは先に述べたとおりですので、世界知的所有権機関（WIPO）がオブザーバーとして意見を述べることもあります。

3.2. IPCアドバンスレベル改正とIPCアドバンスレベル特別小委員会（ALS）

三極分類調和プロジェクトで調和に至った分類は、IPCアドバンスレベル改正提案として、IPCアドバンスレベル特別小委員会（以下 "ALS" と略します）に提案されます。

ALSは、IPC同盟専門家委員会の特別小委員会であり、IPCアドバンスレベル改正に関する決定権を持っています。現在のメンバーは三極特許庁とWIPOであり、議決権はこの4庁のみが持っています。

IPCアドバンスレベル改正の議論も、三極分類調和プロジェクトと同様に電子フォーラムで行われます。大きく異なるのは、IPC同盟のメンバー全てが議論に参加して意見を述べるところです。ALSメンバー以外のIPC同盟のメンバーは、議決権こそありませんが、発言

2) 2000年三極長官会合覚書, Project B2c (覚書と同等の内容の要約がhttp://www.trilateral.net/conf_sum/2000.pdf に掲載されています。)

権は持っています。電子フォーラムでの議論が収束すると、ALS会合で議決されます。

2007年12月現在までに15個の改正プロジェクトの開始が決定され、うち3プロジェクトがIPCアドバンスレベルとして発効しています(2007.01バージョンが2プロジェクト、2007.10バージョンが1プロジェクト)。さらに、2008年1月に1プロジェクトが発効する予定です。いずれも三極分類調和プロジェクトがIPCアドバンスレベル改正へと結実したものです。

アドバンスレベル改正の手續において注意すべきは、分類表がALSで採択されてもすぐに分類表が発効するわけではない点です。分類表が発効するのは、過去の文献の再分類が終了した後です。これは、発行済みの全ての文献を最新版のIPCのみでサーチできるようにしようというリフォームドIPCの理念に基づいています。実際には、分類表についての議論が収束した時点で、いつまでに再分類を終了できるのかを三極特許庁が表明し、その再分類終了予定に合わせて分類の発効日を決めています。こうして、新しい分類が発効したときには、その分類のみであらゆる時代の文献をもサーチできるようになっているのです。

再分類がリフォームドIPCの理念を実現するための要であるため、再分類作業負担が特に多い庁にのみがALSのメンバーとなり、議決権が与えられているのです。2003年10月には、PCT最小限資料の再分類のうち20%以上を負う責務のある庁がALSのメンバーになれると合意されました^[CE33:26段落]。当時この要件を満たすとみなされた庁は、三極特許庁のみでした。そのため、現在のALSメンバーは三極特許庁とWIPOのみとなったのです。

3.3. 再分類作業のワークシェア

改正プロジェクトによって発生する再分類すべき文献は、しばしば数万件にもなります。再分類を現実的な期間で完了するためには、できるだけ無駄を省き各庁が協力し合わなければなりません。

ここで注目すべきは、世界各国の特許文献の中には、ほぼ同一の内容が書かれたものが多数存在するという

ことです。パリ優先権主張をして他国に出願をした場合などは、各国に同内容の出願がなされ、各国で同内容の文献が発行されます。このような一連の同内容の出願をパテントファミリー³⁾と言います。同じパテントファミリーに属する文献は、内容が同じなので全て同じように分類されるはずですが、ならば、どれか1文献のみを分類すれば事足ります。このように、同じパテントファミリーに属する文献を各庁で分類し合わないよう重複作業を排除することによって、再分類を各国で分担し、再分類作業量が減るよう工夫がされているのです。

3.4. ALSに期待される役割

今まで、三極分類調和プロジェクトからIPCアドバンス改正へと繋がる流れのみを説明しましたが、もちろん、それ以外のアドバンスレベル改正の順序もあります。IPC同盟のメンバーはIPC改正を提案する権利を持っていますから、三極特許庁以外のIPC同盟メンバーもIPCアドバンスレベル改正を発議できます。この場合、発議された改正提案は、ALSメンバーによってプロジェクト化するか否かが決定されます。プロジェクト化の決定がなされれば、三極分類調和プロジェクト由来の改正手順と同様にプロジェクトは進行します。

とはいえ、アドバンスレベル改正提案のほとんどが三極分類調和プロジェクトから出てくることは、2001年からIPC同盟専門家委員会が認識していたことです。ですから、ALSは三極分類調和プロジェクトからIPCアドバンスレベル改正プロジェクトへの流れを最も効率的に進められるように権能を定められているとも言えます。もっと端的に言えば、ALSの議決権を持っているメンバーは、三極分類調和プロジェクトに対して発言権を持っているメンバーと同一なのです。

このような構造は意図的というよりは必然的に形成されたものと考えべきでしょう。結局のところ、IPC改正に伴う再分類の負担は三極特許庁が桁外れに大きく、三極特許庁が再分類できないような改正は現実的ではないからです。自ずと三極特許庁の意見を重視す

3) 再分類作業のワークシェアに用いるパテントファミリーは、厳密にはsimple patent familyと呼ばれるもので、全く同じ優先権基礎出願をベースにするファミリーです。パテントファミリーについての定義は第34回IPC同盟専門家委員会会合で採択され (IPC/CE/34/10 Annex IX)、第8回WIPO情報技術常設委員会 標準・文書作業部会で了承されています (http://www.wipo.int/export/sites/www/scit/en/taskforce/handbook/docs/rev_pat_fam.doc)。

のような構造となります。三極特許庁が実現可能な改正のアイデアをまとめ、それをIPC改正提案とし、最終的に三極とWIPOが議決するようなやり方は、実現可能な改正を最短の時間で成果として得るために最も効率的なやり方なのです。それが故に、ALSメンバーを務める三極特許庁には、IPCアドバンスレベル改正を次々と提案し実行していくことが期待されているのです。

4. IPCコアレベル改正

コアレベル改正の改正手順と議論の場は、アドバンスレベルとは異なります。コアレベル改正は、最初にIPCリビジョン作業部会で議論されます。IPCリビジョン作業部会にもALSと同じような電子フォーラムがあり、その電子フォーラムを使ってIPC同盟全体で議論が行われます。電子フォーラムでの議論が収束すると、IPCリビジョン作業部会会合で議決が行われます。議決権はIPC同盟のメンバー全てに与えられています。

コアレベル改正案がIPCリビジョン作業部会で承認されると、その改正案はIPC同盟専門家委員会で議論され、同委員会で採択されることで最終決定がなされます。IPC同盟専門家委員会も、IPC同盟のメンバー全てが議決権を持っています。

以上のように、コアレベル改正はIPC同盟全体による議決が2回行われる点で、アドバンスレベル改正とは異なっています。

4.1. コアレベルインパクトを有するアドバンスレベル改正

コアレベルとアドバンスレベルの議論が常に非依存で進められるのならば、改正手順が異なっても問題はないでしょう。しかしながら、アドバンスレベル改正が時として分類表の上位概念部分まで、すなわちコアレベル部分まで変えてしまうようなこともあり、このような場合はコアレベルの議論とアドバンスレベルの議論が相互に影響します。アドバンスレベル改正がコアレベル分類表まで影響する場合、そのアドバンスレベル改正は「コアレベルインパクトを有する」、と言われます。

コアレベルインパクトを有するアドバンスレベル改正は、アドバンスレベル改正の手順とコアレベル

改正の手順との双方を実行する必要があるため、複雑になります。具体的には以下のように議論が進みます。

IPCアドバンスレベル改正のプロジェクトでは、コアレベルインパクトがあるか否かを判断します。このチェックは、アドバンスレベル改正が立ち上がった時にも判断されますが、アドバンスレベル改正の議論の過程でも常に判断されます。

ALSメンバーがコアレベルインパクトを有すると判断した場合には、そのアドバンスレベル改正はIPCリビジョン作業部会に回送され、IPCコアレベル改正プロジェクトが新たに立ち上がります。回送されて立ち上がったコアレベル改正プロジェクトは、回送前のアドバンスレベルプロジェクトのコアレベル部分のみを議論します。

コアレベル改正プロジェクトの結論が出るまで、アドバンスレベル改正プロジェクトの議論は一時的に中断します。これは、コアレベル部分、つまり、分類表の上位階層部分が定まらないと、それ以下の階層の議論ができないからです。通常はIPCリビジョン作業部会の承認をもってコアレベル改正の結論とみなされます。

コアレベル改正プロジェクトの結論が出ると、その結論を前提としてアドバンスレベル改正の議論が再開されます。その後はコアレベル改正とアドバンスレベル改正の議論が並行することになります。アドバンスレベル改正の議論では分類表の下位展開部分を確定するための議論をします。コアレベル改正は、IPC同盟専門家委員会で議論され、問題がなければ採択されます。コアレベル改正の議論で何か修正があった場合は、その修正は当然アドバンスレベル改正の議論に反映されます。

アドバンスレベル部分の分類表が確定し再分類が完了すると、先ずアドバンスレベル分類が発効します。その後、直近のコアレベル改正周期でコアレベル分類が発効します。アドバンスレベル分類が発効してからコアレベル分類が発効するまでの間は、コアレベル分類とアドバンスレベル分類とで対応する上位概念部分に差ができますが、アドバンスレベル分類をできる限り速やかに発効させること優先するために、現在のIPCの規定ではこの差は容認されています。

三極分類調和プロジェクト由来のIPC改正でコアレベルインパクトが有ると判断されたものは、2007年12月現在までに8プロジェクトあり、うち1プロジェクトは

2009年1月にコアレベル発効が決まっています（アドバンスレベルは2008年1月発効予定）。

5. 日本の貢献

リフォームドIPCが運用されて以降、アドバンスレベル改正分類表が発効したのは、2007年12月現在までで2回、2008年1月も含めると3回です。日本はこの再分類作業に大きな責務を果たしています。

表5-1は、2008年1月の改正も見込みで含んでいますが、これまでのアドバンスレベル改正の再分類に関する統計です^[CE40]。表の細かい見方は後述させて頂

ますが、図5-1は各庁に割り当てられた再分類すべき総ファミリー数（43,291+9,888+26,352=79,531件）に対する各庁の実際の再分類件数（2007年1月と2007年10月は実績値、2008年1月は各庁への割り当て量をそのまま合算）の割合をグラフにしたものです。

グラフから一目瞭然ですが、この3回のアドバンスレベル改正に伴う再分類の60%以上を日本が負っています。パテントファミリーによってワークシェアされているにも関わらず、日本の再分類量は突出しています。日本が発行する特許文献の数が世界で一番多いのは事実ですが、全世界の6割を日本の文献が占めているわけではありません。

表5-1. アドバンスレベル改正の各国の再分類作業量

	IPC改正年月					
	2007.01		2007.10		2008.01	
	割当ファミリー数	再分類ファミリー数	割当ファミリー数	再分類ファミリー数	割当ファミリー数	再分類ファミリー数
AR	36				4	
BG	36				17	
BR	31	27	3	3	40	
CN	631		202		262	
CZ	43		3		17	
DK	10	10			11	
EE	0					
EG	1				2	
EP	10,450	8,965	2,813	2,097	10,248	
ES	29	27	6	6	26	
FI	7	6			13	
GR	2				2	
HR	2	2	3	3	1	
HU	31		3		40	
ID			2		4	
IL	3		1		7	
IT	4		1			
JP	28,487	26,725	6,767	6,294	15,096	
KR	549		50		253	
MD	8				1	
MX	1		1	1	5	
NL			5		51	
NO	7	6	1	1	5	
PL	86		7		41	
PT	1	1	1	1	3	
RO	10	10			1	
RU/SU	2,100	1,272	15	18	169	
SE	22	15	3	3	9	
SG	0				7	
TR	2				3	
UA	2		1		2	
US	700	595				
YU					12	
Total	43,291		9,888	8,427	26,352	

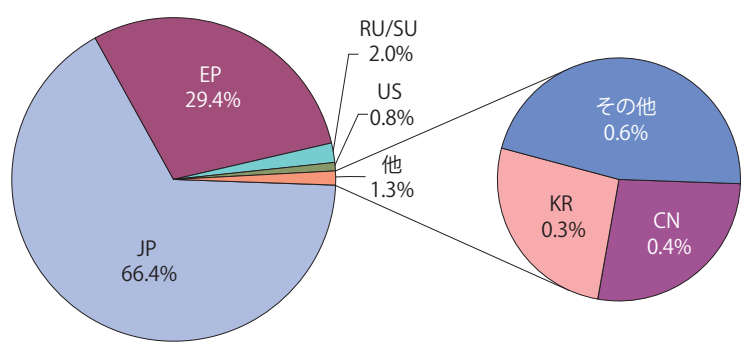


図5-1. アドバンスレベル改正の再分類作業量の国別割合

表5-2^[CE40]と図5-2は、PCT最小限資料に該当する特許文献に加え、近年急増している中国の特許文献を対象として、2004年以降の文献の発行件数をまとめたものです。日本の文献が占める割合は約25%です。

発行件数と再分類件数とで日本の占める割合が大きく異なる理由を、筆者は以下のように考えます。

まず、2004年以降の文献数で見ると中国と韓国の文献の占める割合が大きいです。それ以前に発行された文献も考慮に入れると、中韓文献の占める割合は非常に小さくなるということが言えます。中韓文献は、近年になって爆発的に件数が増えているので2004年よりも前の文献は多くはありません。2004年以降の文献数は表によれば600万件弱ですが、それ以前の過去の文献も含めれば約5000万ファミリーになります。した

がって、再分類対象となる全文献に占める中韓文献の割合は数%以下になり、日本の文献が占める割合が約40%となります⁴⁾。

日本の文献が実質的に世界の文献の40%程度を占めているとしても、実際の再分類負担での日本の責務が60%を超えているという事実とはなお開きがあります。この開きは技術分野の特性に起因すると考えられます。2007年1月の改正では、化学的手段による有害化学物質の処理に関する分類と、インバータ装置（直流—交流変換）についての分類が、2007年10月には、ハイブリッド自動車の分類が改正されました。2008年1月には放送通信の分類が改正されます。これらの技術分野はいずれも日本が得意とするところですから、日本への出願件数が相対的に多いのです。

表5-2. PCT最小限資料と中国文献に関する各国の2004年以降の文献発行数

2004年以降のPCT最小限資料と中国文献	
AP	422
AT	11,503
AU	20,847
CA	12,192
CH	3,014
CN	876,826
DE	409,706
EP	480,245
FR	59,180
GB	47,489
JP	1,487,217
KR	474,671
OA	1,395
RU/SU	152,055
US	1,306,679
WO	504,518

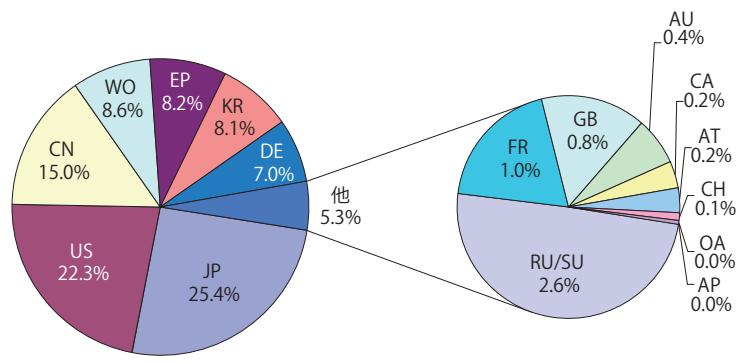


図5-2. 2004年以降に発行されたPCT最小限資料と中国文献の国別割合

4) EPOとUSPTOの再分類件数は複雑です。ドイツなど欧州の文献はEPOに割り当てられることがある一方、USPTOはEPOに再分類を委託することがあります。

日本が強い技術分野を重点的にIPC改正できたことは、喜ばしいことであると考えます。IPCは言語非依存のサーチツールですから、非日本語圏の人々が日本の文献を調査するときにはIPCが最も役立ちます。日本が強い技術分野でIPCの利便性が上がったということは、日本の優れた技術文献の利用性がより高まったということです。再分類の負担が大きいのも事実ですが、それに見合う国際貢献をしたことを、日本は誇って然るべきでしょう。

もう一つ日本の再分類作業で特筆すべきは、その遂行率の高さです。

表5-1の改正年月の欄は、さらに2つの欄に別れています。左側は各庁が再分類すべきとして割り当てられた文献数（ファミリー数）、右側は実際に再分類された文献数を表しています。つまり、右欄の値を左欄の値で割ったものが、再分類の遂行率になります。再分類が完璧に行われれば遂行率は100%になりますが、実際には様々な理由により遂行率は100%よりも小さくなります。

再分類がされなかった理由は様々です。文献を詳しく読んだ結果、その内容が改正後の分類にカバーされるべきではないことが判明することもあります。データベースの不具合の可能性もあります。再分類ができなかった原因を突き止め、問題を解決するのは簡単ではありません。

遂行率で見た場合、日本は割り当てられた文献の93%以上を再分類しています。再分類件数が多い庁の中では最も高い遂行率です。現実問題として、予め設定された発効予定日までに再分類が行えない文献はどうやっても発生します。しかし、発効予定日までにできるだけ再分類の遂行率を高くしておくのは、リフォームドIPCの理念を具現化する上でとても重要なことですので、リフォームドIPCに対する日本の貢献は誇るべき大きさだと考えます。

6. リフォームドIPCの実務上の問題点と今後の議論

高い理想と共にリフォームドIPCが運用されて約2年が経過しました。3回のアドバンスレベル改正を経て、理想が実現できた点もあれば、理想と現実とのギャップが目立った点もあります。本章では、現在、リフォー

ムドIPCの実務で問題になっている事柄とそれにまつわる最近のIPC同盟の議論^[CE40]をご紹介します。

6.1. 再分類の必要性

旧版のIPCに頼らず現行版のIPCのみで検索ができるようにするために、IPCは過去の全文献を最新版のIPCで再分類することにしました。これはユーザーの利便性を飛躍的に高めますが、各庁は重い再分類作業負担を負います。特に大量の文献を所蔵している三極特許庁は、改正作業の実務の経験から、再分類の負担が当初の予想よりも遙かに重く感じ始めています。

そして、再分類を終了できない限り新しいIPCを発効できないという制限によって、いくつかの改正プロジェクトは再分類を行う人的資源が足りないために発効できないという問題が生じています。

人的資源の問題は深刻であり、再分類のための人手が足りないという問題は、個々の庁の問題を超えて、国全体として当該技術を理解して分類ができる人材が足りないという事態にもなっています。技術革新が盛んであり、かつ、産業としても活発化しているような分野では、技術者自体が慢性的に不足しているため、再分類に充てる人材の目処すら付かないこともあります。

このような現状を受けて、IPC同盟では再分類とIPCの発効のあり方について議論をしています。IPCリフォーム前の状態は好ましくないという認識から、IPC同盟は何らかの再分類が必要であるという意見がほとんどですが、何を以って再分類を完遂したと判断するのか、部分的な再分類のみでIPCを発効することの可否、再分類完了前にIPCを発効させることの是非については、意見がまとまっておらず、現在のところ結論は出ていません。

再分類は重大な問題であるため、今後違う観点からも議論が開始されるかもしれません。

6.2. コアレベルとアドバンスレベルの関係

アドバンスレベルで分類された文献は、対応するコアレベル分類記号が自動的に付与されるようになっています。コアレベルとアドバンスレベルが整合している状態、すなわち、アドバンスレベル分類の上

位階層部分がコアレベルと完全に一致している状態ならば、この自動変換は何の問題もありません。

しかしながら、現在の規定では、コアレベルの改正とアドバンスレベルの改正は原則として同期させずに進めることになっています。その最初の例がサブクラスH04Hの改正であり、2008年1月にアドバンスレベル改正が予定され、その1年後の2009年1月にコアレベル改正が予定されています。

サブクラスH04Hの改正は、既存のメイングループ(1/00, 3/00, 5/00, 7/00, 9/00)を全部廃止し、全く観点の異なった新しいメイングループ(20/00, 40/00, 60/00)を導入する大掛かりな改正です。2008年1月から同年12月末までは、アドバンスレベルはメイングループ20/00~60/00の分類体系が採用され、コアレベルは1/00~9/00の分類体系を採用することになります。

この間、アドバンスレベル分類を採用する庁ではH04H 20/00~60/00の分類体系で分類がなされ、その分類結果に基づいてコアレベルH04H 1/00~9/00の分類記号に自動的に変換されます。しかし、アドバンスレベルのメイングループの観点とコアレベルのメイングループの観点は全く異なっているため、この自動変換によって妥当とは言えないコアレベル分類記号が付与される可能性があります。つまり、コアレベル分類のユーザーから見ると、2008年1月には何も分類表が変わっていないにも関わらず、分類のされ方が2008年1月を境に変わるという事態が生じるのです。

このような事態が好ましいのかという疑問が、H04Hの改正プロジェクトの中で指摘されましたが、H04Hの改正は2008年1月のアドバンスレベル改正と2009年1月のコアレベル改正との2回に分けて実行することが既に決まっています。というのは、この問題はIPCリフォームに向けた2005年以前の議論の中で既に扱われ、コアレベルとアドバンスレベルとを同期させないとの結論を得ていたからです。

とはいえ、2008年1月からの1年間の状況は改めて分析され、コアレベルとアドバンスレベルとを同期させないことによる得失が明らかにされ、この問題は再度議論されるでしょう。

この問題と関連し、コアレベルとアドバンスレベルの改正周期についても、改めて検討し直そうという動きが出ています。

6.3. ALSメンバー構成の再考

2003年10月のIPC同盟専門家委員会会合では、PCT最小限資料の再分類の20%以上を負う責務のある庁がALSのメンバーとなれるとされ^[CE33: 26段落]、三極特許庁とWIPOが2005年からALSのメンバーとなりました。

同会合では、ALSのメンバーは3年毎に再構成されることも決議されました^[CE33: 29段落]ので、現在のALSのメンバーは2007年末までが任期です。

そこで、新たにALSのメンバーを選定する必要があるのですが、再分類の20%という基準について疑問が呈されています。

表5-1と図5-1によれば、3回のアドバンスレベル改正で20%以上の再分類を負ったのは、日本とEPOしかありません。これは、USPTOが再分類すべき文献をEPOが肩代わりしたからなのですが、それでも、図5-1から分かるようにEPOの占める割合が30%弱しかなく、ALSメンバー2庁分に満たないのです。20%という基準を厳格に適用すると、三極特許庁のいずれか1庁はALSメンバーになり得ないこととなります。

しかし、IPCアドバンスレベル改正の大部分が三極分類調和プロジェクトを基礎としているため、三極特許庁の全てがアドバンスレベル改正に対して寄与しているという事実は、軽視できません。

一方、表5-2と図5-2でわかるように、近年は中国と韓国の文献数が急増しているため、中国と韓国にどのような役割を担わせるかということも、問題提起されています。

こうした状況から、ALSのメンバーたる資格をどう規定すべきかが改めて議論となっています。

6.4. IPC改正手続の見直し

コアレベルインパクトを有するアドバンスレベル改正のような両レベルを巻き込む改正が、非常に複雑な手順を必要とすることは、第4.1節で述べました。このような複雑な手順は議論のために多大な時間を掛けることになり、好ましくないのではないかと疑問があります。

この疑問から、IPCリビジョン作業部会とALSのそれぞれの役割を見直し、改正手続きをより効率的にしようという発議がなされています。

第4.1節でも述べましたが、現在のアドバンスレベル改正手順は、三極特許庁由来の分類改正を最も効率的に実行できるように設計されています。そうしないと三極特許庁が再分類を実行できずに改正が頓挫してしまうからです。ですので、現在のアドバンスレベル改正の手順に修正を加えるのは、非常に難しい作業になると筆者は予想しています。

一方、コアレベル改正に対してまで三極特許庁が特別な権限を持つようなことになると、その他のIPC同盟のメンバーから大きな反対を受けるだろうことも予想に難くありません。

まだ発議されたばかりなので、今後どのような具体案が出てくるかもわかりませんが、難しい議論であることは間違いありません。

6.5. リフォームドIPCの今後を議論する場

上述した様々な問題点とそれに関する議論は、リフォームドIPCの枠組みを変える可能性があるものです。いずれも簡単に結論が出る問題ではありませんが、IPCをより良いものにするために不可欠な議論です。

2008年2月のIPC同盟専門家委員会会合では、こうした問題を専門に議論するタスクフォースの設置がWIPOから提案される予定です。

7. まとめ

IPCリフォームは高い理想を持った非常に大きな改革であり、IPCの枠組みを一変させましたが、運用の過程で様々な困難が生じているのも事実です。日本を始め、IPC同盟のメンバーはその理想と困難とをしっかりと認識し、IPCがより良い方向へ向かうよう努力を続けていきます。

今後の議論は、再分類が最大の論点になるでしょう。再分類遂行能力を増やす努力はもちろん続けるべきですが、現実問題として劇的な増加は見込めません。今後は限られた再分類遂行能力をいかに有効に活用していくかという点に焦点が当たるのではないかと考えます。

日本は今までもIPCの発展に大きく貢献してきましたが、特許文献の発行数が世界一の庁として、これまでのアドバンスレベル改正の実績を踏まえて、より積極的にIPCに関与し、日本の視点をIPCを導入して、

日本の特許情報をより世界に浸透させて行くことが重要であると考えます。

8. 参考文献

以下に掲げる文書は、WIPOのwebページから参照できます。

- PC同盟専門家委員会の文書は、http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=115
- IPCアドバンスレベル特別小委員会の文書は、http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=236

[ALS1] IPCアドバンスレベル特別小委員会第1回会合報告書 (IPC/ALS/1/05), 2006年1月15日

[CE28] IPC同盟専門家委員会第28回会合報告書 (IPC/CE/28/5), 1999年3月5日

[CE29] IPC同盟専門家委員会第29回会合報告書 (IPC/CE/29/11), 2000年3月17日

[CE30] IPC同盟専門家委員会第30回会合報告書 (IPC/CE/30/11), 2001年2月23日

[CE31] IPC同盟専門家委員会第31回会合報告書 (IPC/CE/31/8), 2002年3月1日

[CE33] IPC同盟専門家委員会第33回会合報告書 (IPC/CE/33/12), 2003年10月10日

[CE40] "Reconsideration of the composition of the special subcommittee for the advanced level of the IPC", IPC同盟専門家委員会第40回会合作業文書5 (IPC/CE/40/5), 2007年12月10日

profile

丸山 高政 (まるやま たかまさ)

平成7年4月	特許庁入庁 (審査第五部電子回路)
平成11年4月	審査官 (特許審査第四部伝送システム)
平成13年4月	特許情報課特許情報利用推進室
平成14年4月	審査官 (特許審査第四部伝送システム)
平成18年4月	調整課 審査企画室 特許分類企画班長
平成19年10月	審査官 (特許審査第四部伝送システム)